

広島サッカースタジアム

指定管理者応募要領

令和4年10月
広島市都市整備局

<目次>

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	管理運営に関するスタジアム特有の事項	1
3	施設の概要	2
4	指定期間	2
5	指定管理者が行う業務	2
	(1) 業務の範囲	2
	(2) 自主事業の実施	3
	(3) 利用促進の取組	3
	(4) 留意事項	3
6	管理の基準	4
	(1) 休場日	4
	(2) 開場時間	4
	(3) 開場日の拡大や開場時間の延長の提案	4
7	指定管理料及び市への納付額に関する事項	4
	(1) 指定管理料	4
	(2) 市への納付額	5
8	指定の取消し等	5
9	申請資格等	5
	(1) 基本的事項	5
	(2) 選定基準	6
	(3) 欠格事項	6
	(4) 法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	6
	(5) 障害者雇用状況報告書等の提出	6
	(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出	7
10	応募要領の配布時期、説明会等	7
	(1) スケジュール	7
	(2) 応募要領の配布期間、場所等	7
	(3) 説明会の開催日時、場所等	7
	(4) 質問の受付	7
	(5) 申請書の受付	8
11	提出書類・提出部数	8
12	管理運営に関する収支計画書の開封	8
	(1) 開封日	8
	(2) 開封場所	8
	(3) 実施方法	8

13	その他留意事項	8
14	審査及び選定に関する事項	9
(1)	審査方法等	9
(2)	仮協定・協定の締結	9
(3)	評価方法	9
(4)	評価の視点	10
(5)	選定審査対象からの除外	10
(6)	審査結果の通知及び公表	10
(7)	その他	11

- 別記1 納付額の下限額に係る年度別内訳（見込額）について
別記2 多機能化施設及び売店の設置に係る目的外使用料について
別記3 提出書類一覧表
別記4 広島サッカースタジアム指定管理者の申請者の評価基準

《提出書類》

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 - 1 管理運営に関する事業計画書
- ・様式4 - 2 多機能化施設及び売店の設置運営に係る計画詳細
- ・様式5 管理運営に関する提案概要資料
- ・様式6 - 1 管理運営に関する収支計画書
- ・様式6 - 2 積算内訳書
- ・様式7 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式8 団体の概要
- ・様式9 役員名簿
- ・様式10 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式11 障害者雇用計画書
- ・様式12 宣誓書
- ・様式13 別添資料受領申請書兼誓約書
- ・様式14 申請関係質問票
- ・様式15 応募説明会参加申込書
- ・様式16 辞退届
- ・様式17 委任状
- ・様式18 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式19 指定管理実績調書

広島サッカースタジアム指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

これまで、公の施設管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、指定管理者制度の導入（平成15年9月改正地方自治法施行）により、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）を新設することに伴い、指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 管理運営に関するスタジアム特有の事項

スタジアムの管理運営に係る提案に当たっては、基本計画やこれまでの建設経緯、施設の特性等を踏まえ、次の各項目で示すスタジアム特有の事項に十分留意して行ってください。

(1) 基本目標（目指すべき姿）

- ア 広島の新たなシンボルとして、国際平和文化都市にふさわしい、世界に誇れる施設を目指す。
- イ サッカーを通じた国際交流に加え、平和や広島のスポーツの歴史などについて世界中に発信できる平和の拠点となることを目指す。
- ウ 中央公園における新たなにぎわい空間づくりの核となる施設の一つとして、隣接する中央公園広場エリアや旧市民球場跡地、広島城などの各施設とともに、都心部一体の中核拠点性を高め、将来にわたり広島の持続的な発展を牽引する施設を目指す。
- エ 利便性・ホスピタリティの向上を図り、全ての利用者に感動をもたらす施設を目指す。

(2) 適切な管理・運営

- ア フィールドの芝について、トップレベルの選手がパフォーマンスを十分に発揮でき、サッカー以外の多目的な利用にも対応できるよう、適切に維持管理する。
- イ サッカーの国際試合やJリーグによる使用と、アマチュア競技団体や一般の県民・市民等による使用との調整を図り、公平性のある施設運営を行う。

(3) 年間を通じたにぎわいの創出

- ア 都心に立地する「街なかスタジアム」という特性をいかし、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の再生の起爆剤となるよう、スタンド下の多機能化施設を活用し、魅力的なにぎわい機能を導入する。
- イ スタジアムと隣接する中央公園広場エリアが一体的な空間となって、年間を通じて広域から幅広い世代の方々が集うにぎわいの拠点となるよう、中央公園広場エリアの指定管理者と連携して施設運営に取り組む。
- ウ 旧市民球場跡地や広島城など中央公園内の各施設と連携した中央公園全体のにぎわい空間づくりや、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区周辺に至る回遊性の向上など、都心部のまちづくりの視点に立った施設運営に取り組む。

(4) 地域住民への配慮

スタジアム北側に住宅地、店舗、学校等が近接していることから、多くの来場者が想定されるJリーグ公式戦やイベント等で使用する場合は地域住民の生活環境等に十分に配慮した運営を行う。

(5) 収益性の確保

民間事業者のノウハウ等をいかし、効率的な施設運営により管理・運営費の抑制に努めるとともに、スタジアムの各種施設の多目的利用等による稼働率の向上や、イベント等の実施など、積極的な事業展開により収益性の確保に努める。

3 施設の概要

- (1) 名 称 広島サッカースタジアム
(2) 所在地 広島市中区基町15番2-1号
(3) 構 造 躯体 RC造 (一部SRC造)
屋根 鉄骨造
基礎 杭基礎
(4) 敷地面積 49,925㎡
(5) 建築面積 26,049㎡
(6) 延床面積 66,123㎡
(7) 規 模 地上7階 (最高高さ42.2m)
(8) 施設内容

フィールド	84m×121m	
スタンド	観客席：28,520席	
コンコース	パークコンコース (2階)、メインコンコース (3階)、コンコース (4階) アッパーコンコース (5階)	
附属施設	1階	会議室、更衣室、ウォームアップ室、医務室、事務室、倉庫、防災備蓄倉庫、 多機能化施設エリア 等
	2階	会議室、キッズルーム、託児室、厨房、特別室 (VIP・VVIP室)、 ラウンジ、多機能化施設エリア、売店エリア 等
	3階	会議室、案内室、キッズルーム、売店エリア 等
	4階	準特別室 (スイートテラス、スカイボックス等)、センサリールーム、厨房、 ラウンジ 等
	5階	売店エリア 等
	6、7階	ラウンジ、会議室、テレビ放送室 等
	駐車場等	駐車場：244台、バイク置場：300台、ナーセリー (圃場)、西側園路 等

(※ 詳細は、別添資料1から5を参照してください。)

- (9) 供用開始日 令和6年2月1日 (予定)

4 指定期間

令和5年12月28日から令和15年3月31日までの9年3か月間とします。

5 指定管理者が行う業務

- (1) 業務の範囲
- ア スタジアムの使用の許可に関する事。
 - イ スタジアムへの入場の制限に関する事。
 - ウ スタジアムにおける行為の許可に関する事。
 - エ スタジアムの特別設備の設置等の許可に関する事。
 - オ スタジアムの施設及び設備の維持管理に関する事。
 - カ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

なお、次のアからエに掲げる事業については、利用者の利便向上及び施設の利用促進を図るため、必ず提案してください。提案に当たっては、そのための組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）などが分かる内容を併せて記載してください。

また、ア及びイの実施に伴う施設の活用は、行政財産の目的外使用となることから、広島市への使用料の納付が必要となります。

ア 多機能化施設設置運営事業

イ 売店設置運営事業

ウ スポーツ普及振興事業

エ にぎわい創出事業

オ その他利用者の利便向上及び施設の利用促進を図る事業

自主事業の内容は、基本計画や関係者の意見等を踏まえ、年間を通じて幅広い世代の県民・市民など多くの集客が見込める提案や、平和やスポーツの歴史等を発信する提案（カフェ、レストラン、ミュージアム等）、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区周辺に至る回遊性の向上に資する提案などを求めます。

なお、指定期間の満了又は指定の取り消しにより、指定管理者が設置した多機能化施設、売店等の管理を行わなくなった場合は、原則、原状回復し返還していただきます。

(3) 利用促進の取組

広島市が設定している基準値を達成するための利用促進策として、上記(2)の自主事業に加えて、スタジアムの利用促進を図るための取組を提案してください。スタジアムは、市内のみならず、県内外から幅広い集客を目指す施設であることから、市内、県内、県外の利用者ごとの利用促進策をそれぞれ提案してください。提案に当たっては、そのための組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）などが分かる内容を併せて記載してください。

なお、下記の基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響が無いものと見込み設定していますが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると認められるときは、その影響を踏まえ再設定する場合があります。

(広島市の基準値)

区分	基準値	
	令和5年度※	令和6年度から令和14年度
スタジアムの集客目標	18万3千人	各年度110万人

※ 令和5年度：供用開始となる令和6年2月1日から令和6年3月31日まで（2か月間）

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は、「広島サッカースタジアム指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

エ フィールドの年間使用調整については、広島市に確認の上、実施してください。

6 管理の基準

(1) 休場日

1 2月29日から翌年1月3日まで

(2) 開場時間

午前9時から午後9時まで

(3) 開場日の拡大や開場時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、開場日の拡大や開場時間の延長について提案することができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休場日や開場時間を変更することがあります。

7 指定管理料及び市への納付額に関する事項

スタジアムの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

指定管理者は、利用者が支払う利用料金及び広島市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料

ア 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料の上限額は、指定期間9年3か月間分（令和5年12月28日から令和15年3月31日まで）で**4億9,900万円***（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。具体的な指定管理料の金額は、各申請者において申請時に提案することとしますが、当該指定管理料上限額を上回る提案をされた場合は、選定の対象外となります。

※ 指定管理料上限額に係る広島市の年度別内訳（見込額）：初年度 3,100万円
2年度目以降 5,200万円/年

なお、指定期間中に消費税率及び地方消費税が引上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

申請者の積算の結果、「②利用料金収入（収入）」が「①管理運営経費（支出）」を上回るが見込まれる場合は、利用料金収入の一部を広島市へ納付するという提案も可能です。

積算額	内 訳
①管理運営経費 （支出）	施設の維持管理・運営業務に伴う指定管理者の人件費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など
②利用料金収入 （収入）	利用料金*（フィールド、コンコース、附属施設、附属設備の使用に係る利用料金及び行商、出店、広告表示等の行為の許可に係る利用料金）

※ 利用料金については、プロスポーツ利用に係るもの、アマチュアスポーツ利用に係るもの、スポーツ以外の利用（入場料、広告料その他これに類する金銭を徴収する場合に限る。）に係るもの、その他の利用に係るものなど申請様式の区分ごとに積算してください。

イ 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。

なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、毎月払とします。

ウ 利用料金の取扱い

(ア) 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

(イ) 減免等

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

(2) 市への納付額

ア 納付額の下限額

自主事業の実施（多機能化施設及び売店等の設置運営）に係る目的外使用料及び自主事業で得た収入の一部を広島市に納付していただきます。

納付額の下限額は、指定期間9年3か月間分（令和5年12月28日から令和15年3月31日まで）で**12億5,800万円***とします。具体的な納付額は、各申請者において申請時に提案することとしますが、当該納付下限額を下回る提案をされた場合は、選定の対象外となります。

〔※ 納付額下限額に係る年度別内訳（見込額）については、別記1を参照
※ 多機能化施設及び売店の設置に係る目的外使用料については、別記2を参照〕

なお、指定期間中に消費税率が上げられた場合は、納付額を増額するなど納付額の調整を行います。

イ 納付額の納付方法

納付は毎年行っていただきますが、具体的な手続については、別途協定書で定めます。

8 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島サッカースタジアム条例第16条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

9 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

ア 利用者の平等なスタジアムの利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、スタジアムの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿ったスタジアムの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

※ ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

※ 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式11。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を広島市議会に報告するとともに、広島市ホームページにて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいいます。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式10を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し）を提出してください。

※ 障害者を常時雇用していることを確認できる書類に被保険者等記号・番号等、住所及び生

年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式18）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式7）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式7では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

10 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布期間	令和4年10月7日(金)から令和4年12月15日(木)まで
イ 説明会の開催	令和4年10月21日(金) 午前10時から
ウ 質問受付期間	令和4年10月24日(月)から令和4年11月7日(月)まで
エ 申請書受付期間	令和4年12月8日(木)から令和4年12月15日(木)まで
オ 面接審査	令和5年1月中旬
カ 審査結果の通知	令和5年1月下旬
キ 仮協定の締結	令和5年1月下旬
ク 指定管理者の指定	令和5年4月上旬
ケ 基本協定の締結	令和5年4月（予定）

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

ア 配布期間

令和4年10月7日(金)から令和4年12月15日(木)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

イ 配布場所等

都市整備局スタジアム建設部（広島市役所本庁舎6階）において配布する。

また、広島市ホームページからもダウンロードできる。

ただし、応募要領、指定管理業務仕様書及び申請様式以外の別添資料については、都市整備局スタジアム建設部においてCD-Rで配付するため、受領を希望するものは、別添資料受領申請書兼誓約書（様式13）を記入の上、都市整備局スタジアム建設部に持参すること。

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

ア 開催日 令和4年10月21日(金) 午前10時から

イ 開催場所 中央公園内スタジアム建設現場事務所 1階会議室

※ 事前に応募説明会参加申込書（様式15）を提出してください。

※ 説明会当日は応募要領、指定管理業務仕様書、別添資料を持参してください(当日は建設現場内の見学はできません。)

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和4年10月24日(月)から令和4年11月7日(月)まで
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

イ 受付方法

所定の質問票（様式14）により、都市整備局スタジアム建設部に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。（電話番号等は11ページの「問い合わせ先」を参照）

ウ 回答予定

11月14日(月)までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和4年12月8日(木)から令和4年12月15日(木)まで

午前8時30分から午後5時15分まで

（ただし、土、日、祝日を除く。）

イ 提出場所

都市整備局スタジアム建設部まで持参又は郵送

（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付はしません。

11 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別記3）のとおり。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに広島市内の在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

12 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式6-1）及び積算内訳書（様式6-2）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日 令和4年12月16日(金) 午前10時から

(2) 開封場所 広島市役所北庁舎別館4階会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否か、市への納付額の提案額が下限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請者の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請者につき1名とします。

13 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

- (5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式16）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 広島市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、広島市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要の場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出書類のうち様式5については、広島市ホームページ等で公表する可能性があることを前提に作成すること。
- (10) 提出した申請書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (11) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないようにすること。

1.4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 申請者が5団体を超える場合は、審議会にて提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、その5団体について面接による審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、令和5年1月中旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、申請者の代表者（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（申請者の職員等に限る。）の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式17）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(イ) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(ロ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ハ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（別記4「評価基準」）により評価します。

(4) 評価の視点

別記4「評価基準」のうち、スタジアム特有の事項を踏まえた具体的な評価の視点は以下のとおりです。

なお、提案に当たっては、具体的な取組内容を記載するとともに、取組のための組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）などが分かる内容を記載してください。

ア 施設の設置目的等の達成に向けた事業の内容に関すること

- (ア) サッカーを始めとするスポーツの普及及び振興が図られる具体的かつ効果的な提案が示されているか。
- (イ) 年間を通じて広域から幅広い世代の県民、市民等の多くの集客が見込める具体的かつ効果的な提案が示されているか。
- (ロ) 平和や広島のスポートの歴史等を発信するための取組について、具体的かつ効果的な提案が示されているか。
- (ハ) 県産品の活用や、県内23市町の魅力発信・PRなど広島県内市町等の参画を図るための取組について、具体的かつ効果的な提案が示されているか。
- (ニ) スタジアムと中央公園広場エリアが一体的な空間となってにぎわいを創出するための、中央公園広場エリアの指定管理者との連携に関する取組について、具体的かつ効果的な提案が示されているか。
- (ホ) 旧市民球場跡地や広島城など中央公園内の各施設と連携した中央公園全体のにぎわい空間づくりや、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区周辺に至る回遊性の向上などに資する取組について、具体的かつ効果的な提案が示されているか。

イ 施設の利用促進及び収益増に向けた取組に関すること

施設の利用促進及び収益増に向けた取組や、利用者ニーズ把握のためのデータ収集・分析及び業務改善方法について、具体的かつ効果的な提案が示されているか。

ウ 利用者サービスの向上に関すること

高付加価値のサービス提供により利便性・ホスピタリティの向上が図られる具体的かつ効果的な提案が示されているか。

エ 施設の維持管理に関すること

フィールドの天然芝について、施設の稼働率向上を図りながら、トップレベルの競技利用や多目的利用にも対応できる適切な維持管理計画が示され、その他の施設及び設備についても十分な維持管理計画が示されているか。

オ 地元住民に配慮した管理運営に関すること

多くの集客が見込まれるイベント等の実施時における、騒音対策や交通処理対策など、近隣の生活環境を確保するための対応方策について、基本的な考えが示されているか。

(5) 選定審査対象からの除外

次の事項に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以降において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(6) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、令和5年1月下旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(7) その他

ア 審議会委員及び広島市関係職員に対する、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、広島市は補償しません。

○ 問い合わせ先

広島市都市整備局スタジアム建設部スタジアム調整担当 尾高、大形、江副

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2237

ファクシミリ 082-504-2865

電子メール stadium@city.hiroshima.lg.jp